

内閣府

令第三号

国土交通省

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年十二月十八日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 菅 直人

国土交通大臣 前原 誠司

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

総理府

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年

建設省

令第三号）の一部を次のように改正す

る。

第四条第二項第二号中「軌道敷内通行可」の下に「高齡運転者等標章自動車駐車可」を、「駐車可」の下に「高齡運転者等標章自動車停車可」を加える。

別表第一規制標識の部分時間制限駐車区間の項中「第四十九条の二第二項」を「第四十九条の二第二項」に改め、同部分平行駐車の項、直角駐車の項及び斜め駐車の項中「第四十九条の二第三項」を「第四十九条の二第三項」に改め、同部分歩行者通行止めの項中「右側の」を削る。

別表第一指示標識の部分軌道敷内通行可の項の次に次のように加える。

<p>高齡運転者等標章自動車駐車可</p>	<p>(402の2)</p>	<p>交通法第四十五条の二第一項の道路標識により、同項に規定する高齡運転者等標章自動車（以下「高齡運転者等標章自動車」という。）が駐車することができることとする。</p>	<p>高齡運転者等標章自動車が駐車することができることとする道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における路端</p>
-----------------------	----------------	---	--

別表第一指示標識の部分駐車可の項中「区間」の下に「又は場所」を加え、同項の次に次のように加える

	<p>交通法第四十五条の二第一項の道路標識</p>	<p>高齡運転者等標章自動車が停車する</p>
--	---------------------------	-------------------------

高齡運転者等標章自動車停車可	(403 の2)	により、高齡運転者等標章自動車が停車することができることとする。	ことができることとする道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における路端
----------------	----------	----------------------------------	---

別表第一 指示標識の部分停車可の項中「区間」の下に「又は場所」を加え、同部分規制予告の項中「における左側の路端」を削る。

別表第一 補助標識の部分車両の種類を次のように改める。

	(503 - B)	(503 - A)	
普通乗用自動車以外の普通自動車及び中	標示板の記号によつて表示される車両が本標識が表示する交通の規制の対象となる車両であることを示すこと。	本標識が表示する交通の規制の対象となる車両を特定するため必要な事項を示すこと。	規制標識 指示標識
規制標識のうち、「特定の最大積載	指示標識	規制標識	

		車 両 の 種 類
(503 - D)		(503 - C)
<p>高齡運転者等標章自動車に限り本標識が表示する交通の規制の対象となることを示すこと。</p>	<p>高齡運転者等標章自動車に限り本標識が表示する交通の規制の対象となることを示すこと。</p>	<p>型乗用自動車以外の中型自動車（特定中型自動車を除く。）であつてその最大積載量が標示板に表示される重量以上のもので、特定中型乗用自動車以外の特定中型自動車、大型乗用自動車以外の大型自動車並びに大型特殊自動車が本標識が表示する交通の規制の対象となる車両であることを示すこと。</p>
<p>等標章自動車停車可」を表示するも</p>	<p>規制標識のうち、「時間制限駐車区間」を表示するもの 指示標識のうち、「高齡運転者等標章自動車駐車可」及び「高齡運転者</p>	<p>量以上の貨物自動車等通行止め」、 「指定方向外進行禁止」及び「特定の種類の車両の通行区分」を表示するもの</p>



の

別表第二指示標識の部分中

駐車可

(403)

を

駐

車

可

(403)

に、

停車可

(404)

を

停

高

高齢運転者等標章自動車駐車可

(402の2)

高齢運転者等標章自動車停車可

(403の2)


に改める。

車

可

(404)

別表第二補助標識の部分中

 <p>積 3 t</p>	<p>車 両 の 種 類 (503-C)</p>
--	---

を

	<p>車 両 の 種 類 (503-C)</p>
	<p>車 両 の 種 類 (503-D)</p>

に改める。

別表第二の備考一の一の28中「前方優先道路」を表示する補助標識を」の下に「、高齢運転者等標章

自動車駐車可」及び「高齢運転者等標章自動車停車可」を表示する本標識には 車両の種類（503-D） を表示

（503-D）

する補助標識を」を加え、同表の備考一の三の4の1中「軌道敷内通行可」の下に「、高齢運転者等

標章自動車駐車可」を、「駐車可」の下に「、高齢運転者等標章自動車停車可」を加え、同表の

備考一の六の表中

重被牽引車を牽引している牽引自動車	けん引
-------------------	-----

を

重被牽引車を牽引している牽引自動車	けん引
高齢運転者等標章自動車	標章車

に改める。

別表第二の備考二の(一)の1中「補助標識」の下に 車両の種類 (503-D) 、 を加え、同表の備考二の

(三)の1中「ただし」の下に、 車両の種類 (503-D) を表示する補助標識については地を淡い黄色、文字を

黒色とし を加える。

別表第五規制標示の部分平行駐車の項、直角駐車の項及び斜め駐車の項中「第四十九条の二第三項」を「第四十九条の三第三項」に改める。

附 則

この命令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十一号）の施行の日（平成二十二年四月十九日）から施行する。ただし、別表第一規制標識の部分歩行者通行止めの項及び同表指示標識の部

分規制予告の項の改正規定は、公布の日から施行する。